

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
常願寺川流域の減災に係る取組方針
(案)

平成28年8月26日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

目 次

1. はじめに P. 1
2. 本協議会の構成委員 P. 3
3. 常願寺川の概要と主な課題 P. 4
4. 現状の取組状況 P. 8
5. 減災のための目標 P. 14
6. 概ね5年で実施する取組 P. 15
7. フォローアップ P. 19

添付資料 別紙－1

添付資料 別紙－1（参考）

添付資料 別紙－2

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方气象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

本協議会では、常願寺川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滯筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有しており、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が

集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。

- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、常願寺川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に組み込み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p><オブザーバー></p>	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発（株）中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

3. 常願寺川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

常願寺川流域は、富山県南東部に位置し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野を形成する扇状地を出て富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 56km、流域面積 368km² の一級河川である。

上流部の立山カルデラには、非常にもろい火山噴出物や崩壊堆積物が多量にあり洪水のたびに下流へ土砂が流出し、その土砂により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道 8 号、41 号などが存在する。

②洪水・氾濫の特性

上流域はきわめて急峻な地形をなしており、非常に崩れやすい状態となっている。また、河床勾配は山地部で約1/30、扇状地部で約1/100と、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流に向かって多くなり、平野部で約2,300mm、山岳部では3,000mmを越えるため、上流域の降雨に伴う洪水の危険度を認識しにくい特徴がある。

常願寺川の地形は、上滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する富山市をはじめ、広範囲に甚大な被害が及ぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

安政5年(1858年)の飛越地震では、常願寺川上流の立山カルデラ内で「鳶崩れ」と呼ばれる大崩壊が発生し、水源から扇状地に至る全域にわたって一大荒廃河川となり、この洪水により当時の富山藩領内の18ヶ村に及び死者140人、負傷者8,945人、流出家屋1,603戸の甚大な被害が発生した。

昭和9年7月の洪水では、上流の湯川筋の多枝原の大崩落により、急流河川特有の土砂を伴った大洪水となり、堤防の決壊、橋梁・道路を破壊する大災害となった。

昭和44年8月洪水では、戦後最大の大出水となり、常願寺川は全川にわたり護岸・根固めの沈下流失、水制の破損、倒壊等の大被害が生じ、中新川郡立山町岩嶺野地先で150mにわたって堤防が決壊し、中新川郡立山町三ツ塚新地先でも30mの欠壊が発生した。

平成10年8月の梅雨前線の停滞によって、3日、7日、12日に平均年最大流量を超える洪水が発生。7日の洪水では高水敷の欠壊や根固工の流出などの被害が発生し、その延長は750mにも及んでいる。

近年では、停滞した梅雨前線の影響による集中豪雨により洪水が発生し、治水施設の整備等により大きな一般被害は発生していないが、河川の滞筋が不安定で洪水時には偏流が発生することから、河道内の施設の多くが被災している。

②河川改修の状況

平成21年11月に策定した「常願寺川水系河川整備計画(大臣管理区間)」では、洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「急流河川特有の洪水時のエネルギーに対する堤防の安全性の確保」を可能とするため、急流河川対策を行い、氾濫被害の防止を図るとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、急流河川対策等が実施されているものの、予想される洗掘深さに対して根入れが不足している箇所などが存在しており、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

常願寺川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有しており、決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」及び「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知・理解促進のための副教材の作成・教育機関等への配布、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

常願寺川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	○昭和44年8月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○常願寺川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。	
	○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。	
	○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	C
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	D

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○常願寺川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>
	<p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p>
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">F</p>
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">G</p>
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">H</p>

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。</p>	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
避難誘導體制	○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を 発表している。水防団員へFAX等により情報提 供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事 務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホット ライン）をしている。</p>	
	<p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水 の流れが複雑であることから、適切に水防活 動を実施すべき箇所を特定し、共有すること が必要である。</p>	N
	<p>●急流河川の特性や水防活動に時間を要する 現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水 防活動に懸念がある。</p>	O
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の 合同巡視を実施している。また、出水時には、水 防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施し ている。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所 を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団 等と河川管理者で共有が不十分であり、適切 な水防活動に懸念がある。</p>	P
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれ ぞれの受け持ち区間全てを回りきれないこ とや、定時巡回ができない状況にある。</p>	Q
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水 防活動に関する専門的な知見等を習得する 機会が少なく、的確な水防活動ができないこ とが懸念される。</p>	R

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である	

④ 濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
	○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根継ぎ護岸等の整備を推進している。	
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	W
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。
- ※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
- ※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、常願寺川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 常願寺川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
<常願寺川> ・浸透対策	W	順次実施	北陸地整
・パイピング対策	W	順次実施	北陸地整
・侵食・洗掘対策	W	引き続き実施	北陸地整
■危機管理型ハード対策			
<常願寺川> ・堤防天端の保護	X	引き続き実施	北陸地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O, R T	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、立山町、 舟橋村
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L, N	平成28年度から 順次整備	北陸地整

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・ 常願寺川の水害の歴史、洪水特性の周知、理解促進のための副教材の作成・配布	A, B C	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ 小中学校等における水災害教育を実施	A, B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・ 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A, B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A, B J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・ 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ まるごとまちごとハザードマップを整備	F, G H	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	M	順次実施	富山県、富山市、立山町、舟橋村

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	I, J K, L	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 立山町、舟橋村
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 立山町、舟橋村
・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F, G H, M	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山市、 立山町、舟橋村
・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	F, G	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、立山町、 舟橋村
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、立山町、 舟橋村
・水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から 検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から 検討	気象台

※ 常願寺川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	N, O, P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P, Q	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	Q, S	引き続き実施	富山市、立山町、舟橋村
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、
・大規模水害を想定した常願寺川排水計画（案）の検討を実施	U, V	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	X	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

常願寺川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の取組状況の共有とりまとめについて【常願寺川】

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
急流河川特有の洪水の理解	昭和44年8月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。						●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・常願寺川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所から公表している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	・「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・警戒・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)				●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	C D
避難勧告等の発令基準	・常願寺川(国管理区間)における避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、富山地方気象台へ情報提供している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警戒・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	●常願寺川本・支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 ●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているか懸念される。	E
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	・平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供(災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等)を開始した。 ・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。		(1)避難場所 富山市地域防災計画(風水害等対策編、資料編)にて策定、HPIにより周知。小中学校、体育館、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難施設 立山町地域防災計画(資料編)にて策定、公民館、小中学校などの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難施設 舟橋村地域防災計画(資料編)にて策定、公民館、小中学校などの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 ●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 ●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	F G H
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を富山河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	・テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行う。 ・消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。	・広報車、避難誘導員、住民組織、防災行政無線、インターネット、緊急速報メール、滑川中新川地区広域情報事務組合ケーブルテレビ(Net3)等により伝達を行う。 ・電話連絡が可能な状況であれば地区で作成している連絡網を利用して区長から電話連絡	・サイレン、消防車・広報車、消防団員、自治会・村内会、自主防災組織等、ケーブルテレビ、ホームページ、緊急情報告知システム、eネットふなはし、緊急速報メール等により伝達を行う。	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 ●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	I J K L
避難誘導体制				基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

② 水防に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	・「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。		地域防災計画により伝達系統図を定めている。	・立山町水防計画の定めるところにより、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。	・水防通信情報連絡図(舟橋村地域防災計画本編第2章「災害応急計画」)のとおり。	●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。 ●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	N O
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。		・富山市水防計画に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。	・重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川の常時巡視員を配置し随時区域内を巡視する。	・重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川の常時巡視員を配置し随時区域内を巡視する。	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 ●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	P Q R
水防資機材の整備状況	・水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	・河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資器材を常に整備している。 ・水防倉庫の調査日を定め、資器材の点検を実施している。 ・備蓄情報は、水防計画の附表に記載し、HP等で公表している。		・水防倉庫の位置及び配備資機材は富山市水防計画に記載されている。	・水防資材の確保(立山町防災地域防災計画資料:7-16 水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等)。	・水防作業に際しては、あらかじめ備蓄している資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。 ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	S T

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>・樋門の操作点検を出水期前に実施している。</p>	<p>・ダム・水門・堰等については、出水期前に当該施設の点検及び補修を実施している。</p>			<p>・水門重要樋門等については、水防警報等が発せられたとき等、樋門等管理者へ通報することなどを防災計画にて定めている。</p>		<p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p>	U
							<p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>	V

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根柢ぎ護岸等の整備を推進している。</p>						<p>●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。</p>	W
							<p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>	X

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町村の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

別紙-1
(参考)

1. 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	富山市	立山町	舟橋村
①避難勧告等の発令基準	<p>避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 なお、避難勧告等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p>① 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ② 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。 ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。 ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難勧告等が必要と認められるとき。 ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 ⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。</p>	<p>避難準備情報、勧告又は指示等の判断基準(対象河川:常願寺川、白岩川、栃津川)</p> <p>(1)避難準備(要援護者避難)情報 ・常願寺川において指定河川洪水予報「氾濫注意情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において基準水位観測所における水位が氾濫注意水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・大雨、洪水警報が発表されたとき。</p> <p>(2)避難勧告 ・常願寺川において、指定河川洪水予報「氾濫警戒情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。</p> <p>(3)避難指示 ・常願寺川において、指定河川洪水予報「氾濫危険情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、水位が氾濫危険水位に達したとき。 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。</p> <p>上記以外の河川及び用水路等の判断基準 (1)避難準備(要援護者避難)情報 ・本町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。 (2)避難勧告 ・避難準備情報実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。 (3)避難指示 ・避難勧告実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。</p> <p>※立山町地域防災計画 P142より</p>	<p>避難準備情報、勧告又は指示等の判断基準(対象河川:白岩川)</p> <p>(1)避難準備(要援護者避難)情報 ・白岩川において基準水位観測所における水位がはん濫注意水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・大雨、洪水警報が発表されたとき。</p> <p>(2)避難勧告 ・白岩川において、水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・破堤につながるような漏水等を確認したとき。</p> <p>(3)避難指示 ・白岩川において、水位がはん濫危険水位に達したとき。 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。</p> <p>上記以外の河川及び用水路等の判断基準 (1)避難準備(要援護者避難)情報 ・本村及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。 (2)避難勧告 ・避難準備情報実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。 (3)避難指示 ・避難勧告実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P226より</p>
②避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所 ・避難所としては、学校、体育館等が適当である。 ・避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。(消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡当たり2人としている。) ・大規模なけが崩れや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。 ・避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。 ・海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。</p> <p>(2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるように、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。</p> <p>(3)周知方法 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>(1)避難場所の確保 ア 避難場所の設置 施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所を指定しておく。なお、避難場所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直しを行う。 ＜避難場所の設置基準＞ (ア)避難場所としては、学校、体育館等が適当である。 (イ)避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。 (ウ)要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する)を収容できるよう配置する。(エ)浸水等の危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。 (オ)避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。</p> <p>イ 避難場所における施設、設備の整備 避難場所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。</p> <p>(ア)避難場所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、備蓄倉庫等の整備に努める。</p> <p>(イ)井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。ウ 避難場所(避難所)における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、県避難所運営マニュアル策定指針を踏まえ、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。</p> <p>【資料:9-2 備蓄物資】 (2)避難道路の確保 避難場所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるように、避難道路をあらかじめ確保しておく。また、避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識等を設置する。</p> <p>※立山町地域防災計画 P64～65より</p>	<p>(1)避難場所の確保 ア 避難場所の設置 施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所を指定しておく。なお、避難場所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直しを行う。 ＜避難場所の設置基準＞ (ア)避難場所としては、公園、公民館、学校、体育館等が適当である。(イ)避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。(ウ)要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する)を収容できるよう配置する。(エ)浸水等の危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。(オ)避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。イ 避難場所における施設、設備の整備 避難場所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。(ア)避難場所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。(イ)井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。ウ 避難場所(避難所)における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、県避難所運営マニュアル策定指針を踏まえ、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。(2)避難道路の確保 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、県避難所運営マニュアル策定指針を踏まえ、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。(2)避難道路の確保 避難場所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるように、避難道路をあらかじめ確保しておく。また、避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識等を設置する。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P63より</p>

項目	富山県	立山町	舟橋村
<p>③住民等への情報伝達の体制や方法</p>	<p>本部室は、避難準備情報、避難の勧告又は指示について、次の内容を明示して行う。 (1) 要避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難勧告又は指示の理由 (4) その他避難時の注意事項等 避難準備情報、避難の勧告又は指示の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラジオ放送による周知のための協力依頼を行う。</p>	<p>災害時における広報 (ア) 広報車による周知 (イ) 避難誘導員による現地広報 (ウ) 住民組織を通じた広報 (エ) 防災行政無線による広報 (オ) インターネット、緊急速報メール、滑川中新川地区広域情報事務組合ケーブルテレビ (Net3) 等による広報 ※立山町地域防災計画 P66より</p>	<p>要避難対象地域の住民に対する避難準備情報、勧告又は指示等の方法は、次のとおりとする。 また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。 (1) サイレンによる伝達 (2) 消防車・広報車による村内巡回放送 (3) 消防団員による各戸伝達 (4) 自治会・村内会、自主防災組織等による各戸伝達 (5) ケーブルテレビ、ホームページ等による周知 (6) 緊急情報告知システム、eネットふなはし、緊急速報メールによる周知 ※舟橋村地域防災計画 P227より</p>
<p>④避難誘導体制</p>	<p>避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合、消防団及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、地域や事業所等の単位に集団の形成を促しつつ、避難所への誘導を行う。 また、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、福祉保健部、教育部はその避難を支援する。 なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する必要がある。</p>	<p>(1) 避難誘導 避難の誘導は、災害救助部救助班(健康福祉課)、消防部総務班(消防署)若しくは各施設管理者が、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防署、上市警察署等の協力を得て実施する。 ア 災害救助部救助班(健康福祉課) 避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合、消防署及び上市警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 イ 消防署 (ア) 避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町、上市警察署に通報する。 (イ) 避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員により、避難誘導にあたる。 ウ 上市警察署 町に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。 (ア) 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。 (イ) 避難場所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、避難場所の秩序維持に努める。 (ウ) 避難場所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。 エ 自主防災組織 自主防災組織は、町、消防署、上市警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。 (2) 避難の優先順位 ア 災害時要援護者 なお、避難勧告、指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。 イ 防災活動従事者以外の者 ウ 防災活動従事者 (3) 誘導の方法 (ア) 避難経路には消防職員、消防団員を避難誘導員として配置する。 (イ) 誘導員は、避難所、経路及び方向を的確に指示する。 (ウ) 必要に応じ誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。 (エ) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 (オ) 避難経路上の障害物等を除去する。 (カ) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。 (キ) 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 (ク) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 イ 車両等による移送 災害時要援護者及び災害の状況により自力より立ち退くことが困難な者については、町が車両及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 ウ 応援の要請 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村と連絡して実施する。 エ 避難時の携帯品 (ア) 緊急の場合 現金、貴重品以外日用品、身の回りを最小限にする。 (イ) 時間的余裕があると認められる場合 避難秩序を乱さない範囲とする。 (4) 避難住民の心得 住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、原則として徒歩による避難とし、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので取りやめる。 (5) 避難者の確認 ア 避難準備情報、勧告又は指示等を実施した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職員、消防団員等による巡回を行い、立ち退きが遅れた者等の有無の確認を行う。 イ 警察官は、避難準備情報、勧告又は指示等に従わない者について説得に努める。 (6) 屋内での退避等 屋外を移動して避難所等へ避難することが危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動(垂直避難)を行なう。 ※立山町地域防災計画 P146～148より</p>	<p>本部長(村長)が避難準備情報、勧告又は指示等を行った場合は危険が切迫し、住民が緊急本部長(村長)が避難準備情報、勧告又は指示等を行った場合は危険が切迫し、住民が緊急に、災害時要援護者の避難に十分配慮する。 (1) 避難の誘導 ア 村 避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合、富山県東部消防組合及び上市警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 イ 富山県東部消防組合 (ア) 避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町、上市警察署に通報する。 (イ) 避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員により、避難誘導にあたる。 ウ 上市警察署 村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。 (ア) 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。 (イ) 避難場所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、避難場所の秩序維持に努める。 (ウ) 避難場所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。 エ 自主防災組織 自主防災組織は、村、富山県東部消防組合、消防団、上市警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。 オ 住民 避難準備情報、避難勧告又は指示等が出された場合、富山県東部消防組合、消防団、上市警察署、自主防災組織等の協力を得て、直ちに広域避難場所やあらかじめ決められた最寄りの避難所等安全な場所に避難する。また、避難の際は、高齢者、障がい者、子ども等の災害時要援護者を可能な限り援助するとともに、社会福祉施設等の避難の援助を求められた場合は、可能な限り協力する。 カ その他誘導責任者 (ア) 消防団の班長以上、又はその命を受けた消防団員(イ)小、中学校の教職員 (ウ) 保育所の保育士等従事員 (エ) その他事業所の所長、又はその命を受けた者 (2) 避難の方法 ア 避難地区の順序 (ア) 災害発生地区内のり災者 (イ) 災害発生地区内の住民 (ウ) 災害発生地区に隣接し、拡大のおそれある地区の住民 イ 避難民の避難等の順序 (ア) 病弱者 (イ) 高齢者、子供 (ウ) 障がい者 (エ) 成年女、男 ウ 携帯品等の制限 (ア) 応急生活必需品、金品以外は携行しないこと。 (イ) 避難に支障をきたし、危害を及ぼすようなものを携行しないこと。 (ウ) 自動車、軽車両を使用しないで、各人が携行できるものに限ること。 (3) 避難者の確認 ア 避難準備情報、勧告又は指示等を実施した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職員、消防団員等による巡回を行ない、立ち退きが遅れた者等の有無の確認を行なう。 イ 警察官は、避難準備情報、勧告又は指示等に従わない者について説得に努める。 (4) 屋内での退避等 屋外を移動して避難所等へ避難することが危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動(垂直避難)を行なう。 ※舟橋村地域防災計画 P136～138より</p>

2. 水防に関する事項

項目	富山市	立山町	舟橋村
⑤河川水位等に係る情報提供	<p>あらかじめ定められた伝達系統により、受報及び伝達を行う洪水予報・対象とする河川(常願寺川、神通川)で、洪水災害のおそれがある場合に、富山地方気象台が流域の降水量を予測し、国土交通省富山河川国道事務所が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報(注意報、警戒)として発表するもの。</p> <p>* 水防警戒: 対象とする河川(資料2-2)で、洪水等によって災害がおこるおそれのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行われる発表。</p> <p>* 避難判断水位到達情報: 対象となる中小河川で、基準となる観測所での水位が氾濫のおそれがある危険な水位に近づいたとき、避難等の目安となる水位に到達したときに発表される情報。</p>	<p>1 気象警報等の伝達 町長は、富山地方気象台の発表する気象業務法に基づく注意報・警戒を知事から受けたときは、防災関係機関に連絡を行うとともに、状況にもよるがおおむね次の場合には住民等へ防災行政無線、広報車、緊急連絡メール等により注意・警戒を呼びかける。 (1)1時間雨量が20mmを超え、大雨注意報・警戒が発表されているとき。 (2)3時間雨量が40mmを超え、大雨注意報・警戒が発表されているとき。 (3)24時間雨量が80mmを超え、大雨注意報・警戒が発表されているとき。 (4)強風注意報・暴風警報が発表され、風速15m以上を観測したとき、又は台風が接近したとき。 (5)土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (6)竜巻注意情報が発表されたとき。 (7)1m以上の積雪があり、大雪警報が発表されたとき。 (8)その他他の区域において災害が発生すると予想されるとき。</p> <p>2 水防警報、洪水予報の伝達 町長は、国土交通大臣又は知事より水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の発表を受けたときは、立山町水防計画の定めるところにより、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。</p> <p>3 雨量情報の伝達 総務課並びに災害関係課は、次に掲げる場合には、雨量情報について県総合防災情報システムにより収集・伝達を行う。 また、町管内の各機関の雨量計で測定した降雨量について、必要に応じて報告を受ける。 (1)大雨注意報又は警戒が発表されたとき。 (2)特別警戒水位到達情報の伝達を受けたとき。 (3)その他災害が発生するおそれが認められるとき。 (4)災害が発生したとき。</p> <p>※立山町地域防災計画 P95 気象警報等伝達系統図の通り</p>	<p>1 気象警報等の伝達 村長は、富山地方気象台の発表する気象業務法に基づく注意報・警戒を県知事から受けたときは、防災関係機関に連絡を行うとともに、状況にもよるがおおむね次の場合には住民等へ広報車、eネットふなはし、緊急連絡メール、緊急情報告知システム等により注意・警戒を呼びかける。 (1)1時間雨量が20mmを超え、大雨注意報・警戒が発表されているとき。 (2)3時間雨量が40mmを超え、大雨注意報・警戒が発表されているとき。 (3)24時間雨量が80mmを超え、大雨注意報・警戒が発表されているとき。 (4)強風注意報・暴風警報が発表され、風速15m以上を観測したとき、又は台風が接近したとき。 (5)土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (6)竜巻注意情報が発表されたとき。 (7)1m以上の積雪があり、大雪警報が発表されたとき。 (8)その他他の区域において災害が発生すると予想されるとき。</p> <p>2 水防警報、洪水予報の伝達 村長は、国土交通大臣又は知事より水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の発表を受けたときは、立山町水防計画の定めるところにより、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。</p> <p>3 雨量情報の伝達 総務課は、次に掲げる場合には、雨量情報について県総合防災情報システムにより収集・伝達を行う。 また、村管内の各機関の雨量計で測定した降雨量について、必要に応じて報告を受ける。 (1)大雨注意報又は警戒が発表されたとき。 (2)特別警戒水位到達情報の伝達を受けたとき。 (3)その他災害が発生するおそれが認められるとき。 (4)災害が発生したとき。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P215より</p>
⑥河川の巡視区間	<p>* 市は、「富山市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。</p> <p>* 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。</p>	<p>(1)監視警戒 町(水防管理者)は、重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川に常時巡視員を配置し随時区域内を巡視するとともに、水防上危険であると認められた箇所があるときは水防本部へ連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(2)水位の通報 町(水防管理者)は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときは、直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。</p> <p>(3)出動水防業務及び堤防等の異常報告 町(水防管理者)は、次の場合直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。 ア 警戒水位に達し、又はそれ以上の場合に水防団及び消防機関が出動したとき。 イ 水防作業を開始したとき。 ウ 堤防その他の施設に異常を発見したとき。 【報告内容: 出動時間、出動人員、活動場所、水防活動開始時間、堤防等の危険状況及び形状水防工法、使用資材数量、資材の要請、見通し等】</p> <p>※立山町地域防災計画 P100~101より</p>	<p>村(水防管理者)は、水防上緊急を要する通信については、各連絡所と緊密な連絡のもと迅速な情報の確保に努める</p> <p>(1)監視警戒 村(水防管理者)は、重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川に常時巡視員を配置し随時区域内を巡視するとともに、水防上危険であると認められた箇所があるときは水防本部へ連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(2)水位の通報 村(水防管理者)は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときは、直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。</p> <p>(3)出動水防業務及び堤防等の異常報告 村(水防管理者)は、次の場合直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。 ア 警戒水位に達し、又はそれ以上の場合に水防団及び消防機関が出動したとき。 イ 水防作業を開始したとき。 ウ 堤防その他の施設に異常を発見したとき。 【報告内容: 出動時間、出動人員、活動場所、水防活動開始時間、堤防等の危険状況及び形状水防工法、使用資材数量、資材の要請、見通し等】</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P219より</p>
⑦水防資機材の整備状況	<p>日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。</p>	<p>* 水防本部長(町長)は、水防用施設及び資材・器具を設備し、緊急に必要が生じた場合は水防本部長(町長)又は消防団長が使用・収用する。 * 水防作業に際しては、あらかじめ備蓄してある資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。 【資料: 7-16 水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等】</p> <p>※立山町地域防災計画 P101より</p>	<p>* 村(水防管理者)は、水防用施設及び資材・器具を設備し、緊急に必要が生じた場合は水防村長又は消防団長が使用・収用する。 * 水防作業に際しては、あらかじめ備蓄してある資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P219より</p>
⑧市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>市庁舎、消防施設、医療機関、総合行政センターなどの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となる。 このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。</p>	<p>(1)災害対策本部の設置基準及び手続き ア 設置の決定 災害状況の推移により、本部の開設が必要とされる客観情勢にいたったときは、町防災会議の意見を聴き、関係課長が参集して本部開設等について検討の上、本部員会議を招集し、災害対策本部の開設、災害応急対策等について協議し、決定する。 ただし、緊急を要するときは、総務課長、関係課長と協議し、町長の命を受けて災害対策本部を開設することができるものとする。</p> <p>イ 設置基準 「本節 第1 配備体制」(P104)の第3非常配備(非常体制)に定める配備基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。</p> <p>ウ 開設場所 本部長(町長)は、次の場所に災害対策本部を設置する。 (ア)町役場庁舎大会議室 (イ)町役場庁舎大会議室が被災し、本部を設置できない場合には、立山町民会館を使用する。</p> <p>※立山町地域防災計画 P107より</p>	<p>(1)災害対策本部の設置基準及び手続き ア 設置の決定 災害状況の推移により、本部の開設が必要とされる客観情勢にいたったときは、村長が災害応急対策に必要と認めるとき、災害対策本部を設置する。</p> <p>イ 設置基準 「本節 第1 配備基準」(P92)の第三非常配備に定める配備基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。</p> <p>ウ 開設場所 本部長(村長)は、次の場所に災害対策本部を設置する。 (ア)村役場庁舎視聴覚室 (イ)村役場庁舎視聴覚室が被災し、本部を設置できない場合には、舟橋会館を使用する。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P96より</p>

3. 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	富山市	立山町	舟橋村
⑨排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。</p>	<p>ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。 また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>※立山町地域防災計画 P183より</p>	<p>村は常願寺右岸水防市町村組合、県及び防災関係機関と連携して、平常時から災害の発生に備えて、水防倉庫及び救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備しておく。 なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P204より</p>

○概ね5年で実施する取組【常願寺川】

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	立山町	舟橋村	
1. ハード対策の主な取組									
■洪水を河川内で安全に流す対策									
	・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・パイピング対策	引き続き 実施	○						
■危機管理型ハード対策									
	・堤防天端の保護	引き続き 実施	○						
■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
	①新技術を活用した水防資 機材の検討及び配備	H28年度 から検討	○	○		○	○	○	
	②円滑な避難活動や水防活 動を支援するため、CCTVカ メラ、簡易水位計や量水標 等の設置	H28年度 から順次 整備	○						
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組									
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組									
	①常願寺川の水害の歴史・ 洪水特性の周知、促進理解 のための副教材の作成・配 布	順次実施	○	○		○	○	○	参加
	②小中学校等における水災 害教育を実施	引き続き 実施	○	○	○	○	○	○	参加
	③出前講座等を活用し、水 防災等に関する説明会を開 催	引き続き 実施	○	○		○	○	○	参加
	④効果的な「水防災意識社 会」の再構築に役立つ広報 や資料を作成・配布	順次実施	○	○	○	○	○	○	活用
	⑤自治会や地域住民が参加 した洪水に対するリスクの高 い箇所共同点検の実施	平成27年 度から 順次、毎 年実施	○	○		○	○	○	参加
	⑥まるごとまちごとハザード マップを整備	順次実施	○	○		○	○	○	活用
	⑦住民の防災意識を高め、 地域の防災力の向上を図る ための自主防災組織の充実	順次実施		○		○	○	○	参加

○概ね5年で実施する取組【常願寺川】

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関					地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	立山町	

2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する取組

①リアルタイムの情報提供 やプッシュ型情報の発信など 防災情報の充実	順次整備	○	○	○	○	○	○	○	活用
②避難勧告等の発令に着目した 防災行動計画(タイムライン)の 整備及び検証と改善	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	
③想定最大規模も含めた決壊 地点別浸水想定区域図、家屋 倒壊等氾濫想定区域の公表 (浸水ナビ等による公表)	H28年度 から順次 実施	○							活用
④立ち退き避難が必要な区 域及び避難方法の検討	H28年度 から順次 実施	○				○	○	○	
⑤参加市町村による広域避 難計画の策定及び支援	H28年度 から順次 実施	○	○			○	○	○	
⑥広域的な避難計画等を反 映した新たな洪水ハザード マップの策定・周知	H28年度 から順次 実施	○	○			○	○	○	活用
⑦水位予測の検討及び精度 の向上	H28年度 から検討	○							
⑧気象情報発信時の「危険 度の色分け」や「警報級の現 象」等の改善	H29年度 から実施				○				活用

2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

①水防団等への連絡体制の 確認と首長も参加した実践 的な情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	参加
②自治体関係機関や水防団 が参加した洪水に対するリ スクの高い箇所の合同巡視 の実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	
③毎年、関係機関が連携し た水防実働訓練等を実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	参加
④水防活動の担い手となる 水防団員・水防協力団体の 募集・指定を促進	引き続き 実施					○	○	○	参加

○概ね5年で実施する取組【常願寺川】

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	立山町	舟橋村	
	⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	引き続き実施	○	○		○	○	○	
	⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	H29年度から検討	○	○					
	⑦大規模水害を想定した常願寺川排水計画(案)の検討を実施	H28年度から検討	○	○		○	○	○	
	⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	引き続き毎年実施	○	○		○	○	○	
	⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	順次実施	○	○		○	○	○	
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組									
	①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	H28年度から順次実施	○	○		○	○	○	参加
	②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	H28年度から順次実施	○	○		○	○	○	活用

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		富山県		富山地方気象台		富山市		立山町		舟橋村		
項目	事項	内容	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組														
■洪水を河川内で安全に流す対策														
		・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・パイピング対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施										
■危機管理型ハード対策														
		・堤防天端の保護	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施										
■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	・引き続き実施 ・H28年度から検討		・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施			・情報を収集し、必要性を検討する。	・H28年度から検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	・H28年度から検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	・H28年度から検討
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備											
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組														
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組														
	①常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	順次実施		・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布に協力する。	順次実施			・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施
	②小中学校等における水災害教育を実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・水辺の楽校等川と触れ合う機会に水害教育等の実施を考えていく。	引き続き実施	・教育委員会、PTAとの協議の実施	引き続き実施	
	③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施			・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・防災に関する出前講座の依頼がある場合、防災アドバイザーと協力してハザードマップ等について説明する。	引き続き実施	・広報、HP等	引き続き実施	
	④効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等(協議会で作成)	順次実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・記事を作成し、市の広報誌掲載し、市民に配布している。さらに、ハザードマップを作成し配布している。	引き続き実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・広報、HP等	順次実施	
	⑤自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から順次、毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討			・国、県と合同で毎年実施	順次毎年実施	・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する。	順次毎年実施	・自治会との共同点検の実施を検討	順次毎年実施	
	⑥まるごとまちごとハザードマップを整備	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施			・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・まるごとまちごとハザードマップの整備を検討 ・ハザードマップの更新の際に検討	順次実施	

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	立山町	舟橋村						
⑦住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実		・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付	引き続き実施	・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・広報、HP等 順次実施						
2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組												
■情報伝達、避難計画等に関する事項												
①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Lアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良帯端末向けのシステムの実施 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き検討	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達(ホットライン)を実施	順次整備	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、SNSやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次整備	・緊急速報エリアメールによる情報発信 ・Twitterによる情報発信 ・町HPIによる緊急災害情報の発信	順次整備	・防災無線の活用	順次整備
②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	順次実施	・浸水想定の見直しに伴い、再度、河川管理者と協議を行う。	引き続き実施	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施
③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)	・常願寺川の洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シミュレーションの公表	H28年度から実施										
2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組												
■情報伝達、避難計画等に関する取組												
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施					・河川管理者などの関係機関との協議を行い、立ち退き避難が必要な区域について避難方法の検討を行い、避難計画を策定する。	H29年度から検討	・集落が集落毎に1次集合場所、2次集合場所等を設定及び、垂直避難等ルート策定の重要性を啓発する。	H28年度から順次実施	・ハザードマップの更新時に検討	H28年度から順次実施
⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	必要があれば検討	・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	平成28年度から順次実施	・地域防災計画の見直し等	平成28年度から順次実施
⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・洪水ハザードマップの修正を行う。	富山県の浸水想定区域の策定を受けて策定	・ハザードマップを見直し、全戸配布する。	H28年度から順次実施	・ハザードマップの更新を検討	H28年度から順次実施
⑦水位予測の検討及び精度の向上	・水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	引き続き実施										
⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善							・警報等における危険度の色分けした時系列の表示や警報級の現象になる可能性の情報提供。 ・警報改善やメッシュ情報の充実。	H29年度				
2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組												

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	立山町	舟橋村
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組						
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き毎年実施
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	平成27年度から毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる	引き続き毎年実施
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・要請による訓練への支援	引き続き毎年実施
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防団員を兼ねる、消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施		
⑦大規模水害を想定した常願寺川排水計画(案)の検討を実施	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き実施	・排水ポンプ車の配置計画を再検討	H29年度から検討
⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き実施	・連絡体制を確認し、適宜更新する。	引き続き実施
⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から順次実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	・水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き実施
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組						
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設に対する、技術的助言を行う。	H29年度から検討
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施	・大規模工場等への技術的助言を行う。	H29年度から検討